

中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の 確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の 確定消費税額 ×1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 ×1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 ×1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

- 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。
- 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。
※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

◎ 中間申告額の納付についてのご注意

- 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。
- 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

○ 収受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名 称 (屋号)	
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	 (電話番号 - -)
		_____ 税務署長殿	

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
③	②の直前の自 平成 年 月 日 課税期間 至 平成 年 月 日	④	
⑤	月 数 按 分 (④ × 6 / ③ の月数)	円	
参考事項		税理士 署 名	(電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門 番号	番号 確認		通 信 日 付 印	確 認
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、直前の課税期間の確定消費税額を当該直前の課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円以下であることにより、その六月中間申告対象期間につき六月中間申告書の提出を要しない事業者が、任意に六月中間申告書を提出しようとする場合に提出するものです（法42⑧⑨）。

- (注) 1 「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。
- 2 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします（法42⑫）。
- 3 「六月中間対象期間」とは、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては6月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除きます。）開始の日以後6月の期間をいいます（法42⑥）。
- 4 任意に六月中間申告書を提出することをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書（第26-（3）号様式）」を提出する必要があります（法42⑨）。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日以後その末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について生じます。

したがって、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の末日までに、この届出書を提出する必要があります。

- (注) この届出書を提出した後、任意の六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」をその六月中間申告対象期間の末日に提出したものとみなされます（法42⑩）。

3 記載要領

- (1) 元号は、該当する箇所には○を付します。
- (2) 「適用開始中間申告対象期間」欄には、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄には、「適用開始中間申告対象期間」欄の六月中間申告対象期間を含む課税期間の初日及び末日を記載します。
- (4) 「②の直前の課税期間」欄には、「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄の直前の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (5) 「③の課税期間における確定消費税額」欄には、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の確定消費税額を記載します。
なお、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。
- (6) 「月数按分（④×6／③の月数）」欄には、「③の課税期間における確定消費税額」欄に記載した確定消費税額を「②の直前の課税期間」欄の月数で除し、これに6を乗じた金額を記載します。
なお、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。
- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (8) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。